

4. トンネル会社の規制

<基本的な考え方>

(1) 下請法の考え方

「下請取引適正化推進講習会テキスト」(16頁)では次のように記載されており、子会社であっても、親事業者とみなされ、下請法が適用される場合があることに留意すべきである。

カ トンネル会社の規制(第2条第9項)

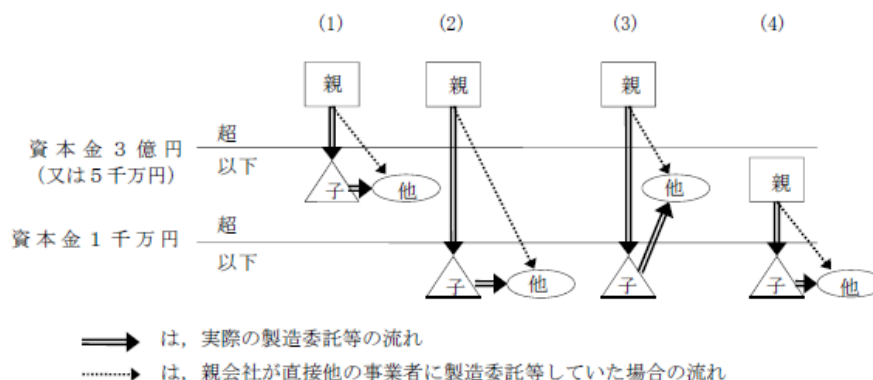
事業者が直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、事業者がその子会社(いわゆるトンネル会社)等に発注し、当該子会社等が請け負った業務を他の事業者等に再委託することで、本法の規制を免れるというような脱法的行為をさせないための規定である。

本規定については、事業者(親会社)が直接他の事業者等に製造委託等をすれば本法の適用を受ける関係等にあり(後記(1))、かつ、当該事業者(親会社)の子会社等が2つの要件(後記(2)の(ア)及び(イ))を充足した場合には、当該子会社等が親事業者、当該他の事業者が下請事業者とそれぞれみなされ、当該取引には本法が適用されることとなる。

(1)前提条件

事業者(親会社)が直接他の事業者等に製造委託等をすれば本法の適用を受ける場合であって、かつ、当該親会社の子会社等と当該他の事業者等との取引が資本金の区分上、本法の適用を受けない場合において、当該親会社が当該子会社等を通じて他の事業者等に委託すること。

具体的には、以下のような場合である。

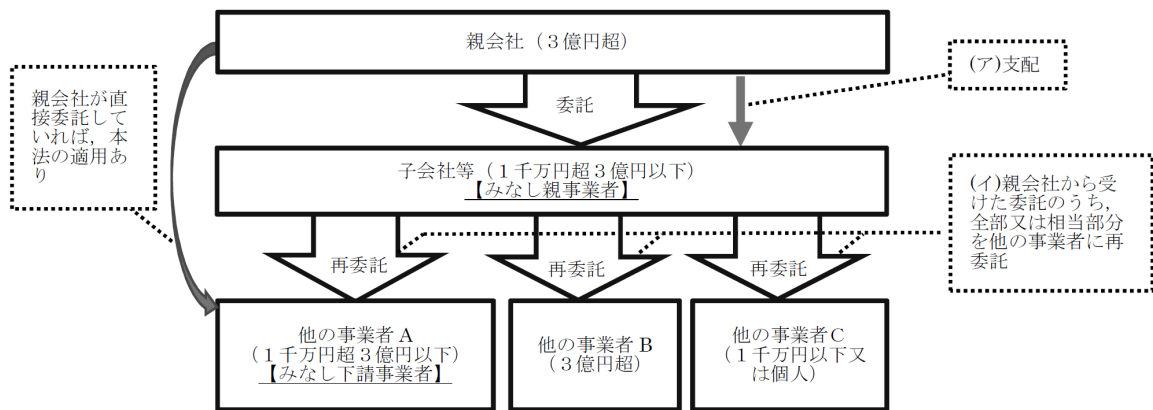


(2) 子会社等の2つの要件

(ア) 親会社から役員等の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合(例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員等の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員等の任免が親会社に支配されている場合)。

(イ) 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合(例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託(複数の他の事業者等に業務を委託している場合は、その総計)している場合)。

(3) 具体例(製造委託の場合の例)



(注) 他の事業者B(資本金3億円超)は、親会社(資本金3億円超)が直接委託しても本法の適用はなく、他の事業者C(資本金1千万円以下又は個人)は、子会社等(資本金1千万円超3億円以下)との間で元々本法の適用を受ける事業者である。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Aとの取引は、子会社等は親事業者と、他の事業者Aは下請事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。

なお、他の事業者Bは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引は本法の適用はない。また、他の事業者Cは、子会社等との取引が本法の適用を受ける。

(出典)公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」16～17頁(令和元年11月)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf>

また、下請法第3条では、「親事業者は、発注に際して公正取引委員会規則に定める事項を記載した書面を下請事業者に交付する義務がある」とされている。

(2) 独占禁止法の考え方

下請法の適用対象とならない場合でも、「独占禁止法上の優越的地位の濫用」として問題となるおそれがある。

独占禁止法では、資本金で形式的に判断するのではなく、具体的な状況を総合的に考慮し、個別に判断することとなる。

(参考)

○下請法

第2条(定義)

9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合(第7項第1号又は第2号に該当する者がそれぞれ前項第1号又は第2号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第7項第3号又は第4号に該当する者がそれぞれ前項第3号又は第4号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。)において、再委託を受ける事業者が、役員任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者

と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

○独占禁止法

第2条

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

<問題となり得る取引事例³²⁾>

A製作会社(資本金1,000万円以下)が、B局の子会社(B局が当該子会社の50%超の議決権を保有している)であるC製作会社(資本金1,000万円以下)との間で、番組制作委託の交渉を進めていた。

当該番組制作委託は、B局からC製作会社に対して番組制作委託をされたものの「孫請け」にあたり、B局とC製作会社間の制作委託取引額の50%以上をA製作会社に再委託されるものである。

その際、A製作会社からC製作会社に、3条書面や契約書の交付を求めたところ、「うちはB局の子会社なので、下請法の対象外(親事業者にはならない)」との説明を受け、書面の交付を拒否された。

本事例は、B局から番組制作を委託された、B局の子会社であるC製作会社が、当該番組制作委託を別のA製作会社に再委託する場合である。

ア 親事業者であるB局とその子会社であるC製作会社が支配関係にある（B局はC製作会社の議決権の過半数を保有している）と考えられること

イ C製作会社からA製作会社に委託された部分は、B局からC製作会社への制作委託取引の相当部分を占めると考えられること

から、C製作会社が資本金5千万円以下であったとしても、A製作会社との関係で親事業者とみなされ、下請法の適用を受けると考えられる。したがって、本事例の行為（3条書面等の交付拒否）については、下請法第3条に違反するものである。

また、局が製作会社に対して、取引上優越した地位にあると認められる場合には、局の子会社の行為についても、例えば親子会社間の契約又は親会社（局）の指示により行われている等の場合、局の子会社であるC製作会社のA製作会社に対する行為が、A製作会社に不利益を与えるおそれがある場合は、B局の行為について、独占禁止法上も問題となり得ることに留意すべきである³³⁾。

³²⁾ 本事例における表記は下記のとおりとする。

A製作会社…局の子会社以外の製作会社

B局…放送局

C製作会社…B局の子会社である製作会社

³³⁾ 公正取引委員会事務局「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日）